

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 6年 8月15日	第265号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	
	発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人	

目	次	ページ
告 示		
○ 特定計量器定期検査の実施	(経済・産業企画課) (第392号)	2
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	(緑土・東山総合公園管理課) (第393号)	4
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部 改正について	(緑土・緑地管理課) (第394号)	6
教 育 委 員 会 告 示		
○ 名古屋市指定文化財の指定について	(第22号)	8
○ 名古屋市登録無形民俗文化財の登録について	(第23号)	9
交 通 局 告 示		
○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について	(第10号)	10
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	11
雑 報		
○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	13

名古屋市告示第 392 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 6 年 8 月 6 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 定期検査を行う区域

名東区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
9 月 10 日（火）	引山小学校（正門：特別活動室）
9 月 26 日（木）	名東高等学校（正門：玄関）
9 月 30 日（月）	猪高中学校（東門：体育館）
10 月 10 日（木）	平和が丘小学校（通用門：特別活動室）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項の規定に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 393号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のように有料公園施設等の供用時間を変更します。

令和 6年 8月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 公園の名称

東山公園

2 供用時間を変更する日

令和 6年 8月10日から同月12日まで、同月14日、同月15日、同月17日及び同月18日

3 変更内容

有料公園施設等の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
動植物園 (一部区域を除く。)	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 9時から 午後 8時まで
正門前駐車場 北園門前駐車場 植物園東駐車場 上池駐車場 星が丘駐車場 動物園西駐車場 緑橋下駐車場 (東山公園)	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時30分まで

展望塔前駐車場（東山公園） （有料公園施設として供用 する場合に限る。）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時まで
緑橋南駐車場 植田山駐車場（東山公園）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時30分まで
展望塔前駐車場（東山公園） （有料公園施設として供用 する場合を除く。）	午後 5時から 午後 9時30分まで	午後 8時から 午後 9時30分まで

名古屋市告示第 394号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 6年 8月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

東山公園	千種区田代町字瓶杵、天白町大字植田字植田山、東山元町 3丁目、東山通 5丁目、星が丘山手名東区にじが丘一丁目、植園町 1丁目、 3丁目、藤巻町 2丁目、猪高町大字高針字大久手、字荒田、山香町 天白区天白町大字八事字裏山	図面千種 1の 16の区域	昭和31年10 月15日
------	--	------------------	-----------------

」

を

「

東山公園	千種区田代町字瓶杵、天白町大字植田字植田山、東山元町 3丁目、東山通 5丁目、星が丘山手	図面千種 1の 17の区域	昭和31年10 月15日
------	--	------------------	-----------------

	名東区にじが丘一丁目、植園町 1丁目、3丁目、藤巻町2丁目、 猪高町大字高針字大久手、字荒 田、山香町 天白区天白町大字八事字裏山		
--	---	--	--

」

に、

「

松年公園	中川区松年町 1丁目	図面中川 174 の区域	令和 5年 2 月28日
------	------------	-----------------	-----------------

」

を

「

松年公園	中川区松年町 1丁目	図面中川 174 の区域	令和 5年 2 月28日
十六割公 園	中川区富田町大字千音寺字十六 割	図面中川 175 の区域	令和 6年 8 月 8日

」

に改めます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市教育委員会告示第22号

名古屋市指定文化財の指定について

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第4号）第2条第1項の規定により、次の文化財を名古屋市指定有形文化財に指定する。

令和6年8月8日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

1 名古屋市指定有形文化財に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
絵画	絹本著色玉照姫・藤原兼平中将画像	2幅	名古屋市南区笠寺町上新町76番地	宗教法人 泉増院
彫刻	千手観音菩薩立像	1軀	名古屋市千種区城山町1丁目47番地	宗教法人 相應寺
建造物	相應寺本堂・総門・山門	3棟	同上	

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課

名古屋市教育委員会告示第23号

名古屋市登録無形民俗文化財の登録について

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第4号）第10条の2第1項の規定により、次の無形の民俗文化財を名古屋市登録無形民俗文化財に登録する。

令和6年8月8日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

1 名古屋市登録無形民俗文化財に登録するもの

名称	申請者
大高祭り	名古屋市緑区大高町字新町35番地 大高祭り保存会 会長 久野 清

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課

名古屋市交通局告示第10号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

令和6年名古屋市交通局告示第2号（料金等徴収事務の委託について）の一部を、令和6年8月8日から次のように改正します。

令和6年8月8日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

表株式会社阪急交通社の項中「委託をした日 令和6年4月1日」を「委託をした日

(1)～(3) 令和6年4月1日 に改め、同

(4) 令和6年8月8日（終了日 令和6年11月15日）」

項に次の1号を加えます。

(4) なごめしきっぷ乗車券の料金

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年8月5日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー中小田井店

名古屋市西区中小田井四丁目 380番

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社バロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県多治見市大針町 661番地の 1 ほか未定	株式会社バロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県多治見市大針町 661番地の 1 ほか 1者

3 変更の日

令和5年11月17日

4 変更した理由

入店のため

5 届出の日

令和 6年 7月24日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 8月 5日から同年12月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年12月 5日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 6 年 8 月 8 日懲戒処分に付した。

令和 6 年 8 月 8 日

名古屋市長 河 村 たかし

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
総務局課長補佐	停職 3 月	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び第 3 号